

公開②

令和3年3月23日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会



議案

番号	件名	主管課
11	「山口県立学校施設長寿命化計画」の策定について	教育政策課
12	山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	教職員課
13	山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について	高校教育課
14	文化財の県指定について	社会教育・文化財課

報告事項

番号	件名	主管課
1	令和4年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱について	教職員課

## 山口県立学校施設長寿命化計画の策定について

### 1 前回協議（2月18日）からの修正点

計画4ページ 築年別整備状況グラフの「旧耐震基準」「新耐震基準」について修正

事項	修正前	修正後
グラフ項目	旧耐震基準（昭和56年以前） 新耐震基準（昭和57年以降）	旧耐震基準 新耐震基準
補記	（なし）	旧耐震基準の建物：昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建設された建物 新耐震基準の建物：昭和56年6月1日以降に建築確認を得て建設された建物

### 2 今後の予定

本会議終了後、策定した計画及びパブリック・コメントの実施結果を記者発表するとともに、県教委ホームページに掲載

# 山口県立学校施設長寿命化計画

-山口県学校施設個別施設計画-

令和3年3月

山口県教育委員会

# 山口県立学校施設長寿命化計画

## —目次—

1	計画の背景・目的等	1
	(1)背景と目的	
	(2)計画の位置付け	
	(3)対象施設	
	(4)計画期間	
2	学校施設の実態	3
	(1)学校施設を利用する児童生徒数の推移	
	(2)学校施設の整備状況	
	(3)老朽化の状況	
	(4)今後の維持更新コスト	
3	整備方針	6
	(1)建物の長期使用と長寿命化改修	
	(2)生徒数に応じた施設数や建物規模	
	①高等学校	
	②総合支援学校	
4	今後の整備計画(令和3年度～令和12年度)	9
	(1)改築	
	①実施順位	
	②実施方法	
	(2)長寿命化改修(中規模・大規模改修)	
	①実施順位	
	②実施方法	
	(3)今後の事業費試算	
5	計画の継続的運用方針	11
	(1)推進体制の整備と情報の活用	
	(2)県立高校将来構想を踏まえた計画の見直し	
6	参考資料	12

# 1 計画の背景・目的等

## (1) 背景と目的

県立学校施設は、その多くが昭和40年代から50年代にかけて整備され、全体の約8割が築30年を超えるなど老朽化が進んでいます。

そのうち昭和40年代に整備された施設は、今後10年で一斉に更新時期を迎えるため、事業の集中及び整備費の急増が予想されます。

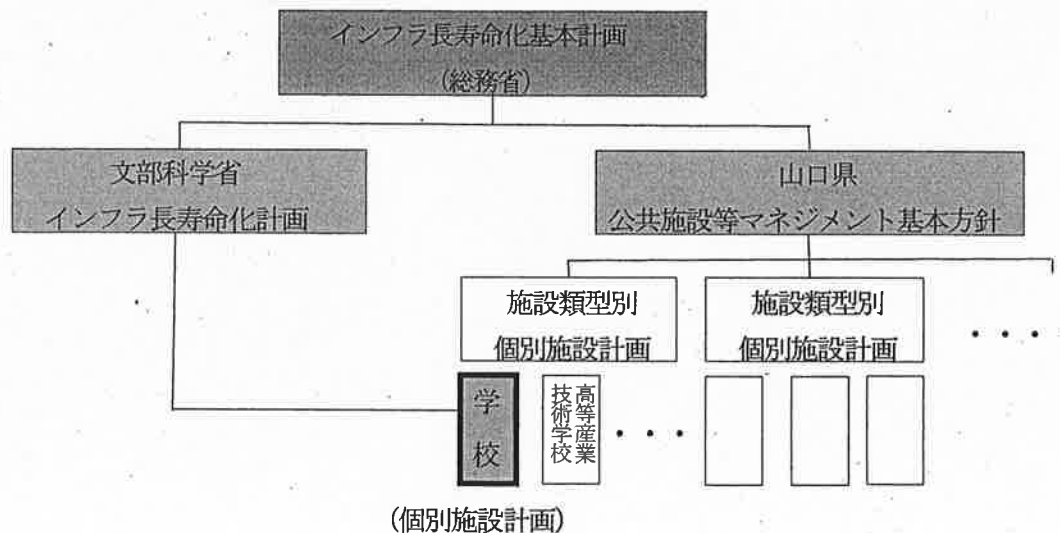
厳しい財政状況の中、中長期的視点に立って計画的に施設整備を実施することにより、施設を可能な限り長期間使用し、今後の施設整備費の抑制・平準化を実現しながら学校施設に求められる機能を確保する必要があります。

これらを踏まえ、施設の長期使用を可能にするための改修を適切に実施すること等により、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を図ることを目的として「山口県立学校施設長寿命化計画」を策定します。

## (2) 計画の位置付け

この計画は、「山口県公共施設等マネジメント基本方針」において策定するものとされた県立学校の施設整備の方針を定めるものです。また、「文部科学省インフラ長寿命化計画」における「公立学校施設に係る個別施設計画」に位置付けられます。

### 【計画の位置付けイメージ】



### (3)対象施設

山口県教育委員会が所管する中学校、中等教育学校、高等学校、総合支援学校を対象とします。

### (4)計画期間

計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。



## 2 学校施設の実態

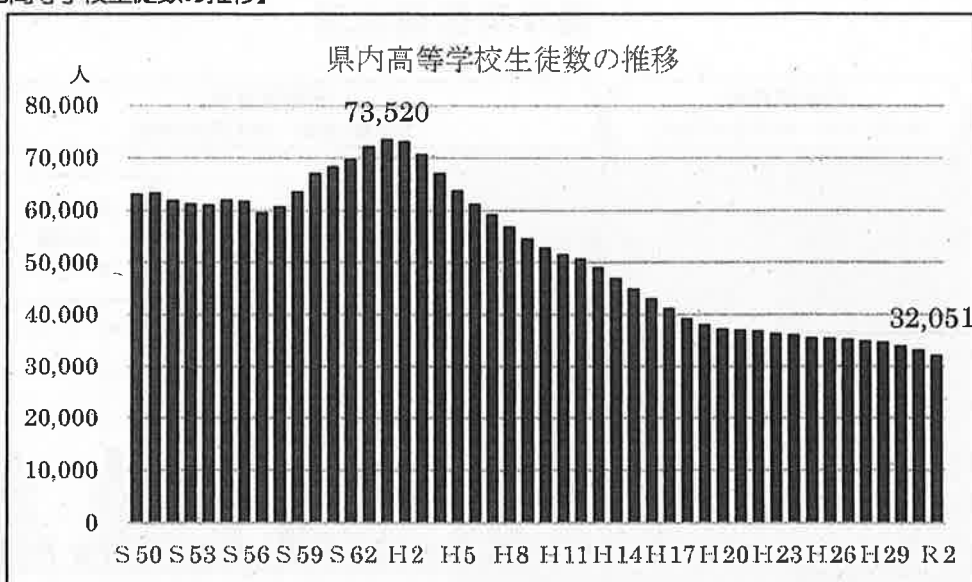
### (1) 学校施設を利用する児童生徒数の推移

県内の\*高等学校生徒数は、平成元年(1989年)の73,520人を直近のピークに、令和2年(2020年)5月1日現在では32,051人に減少しています。

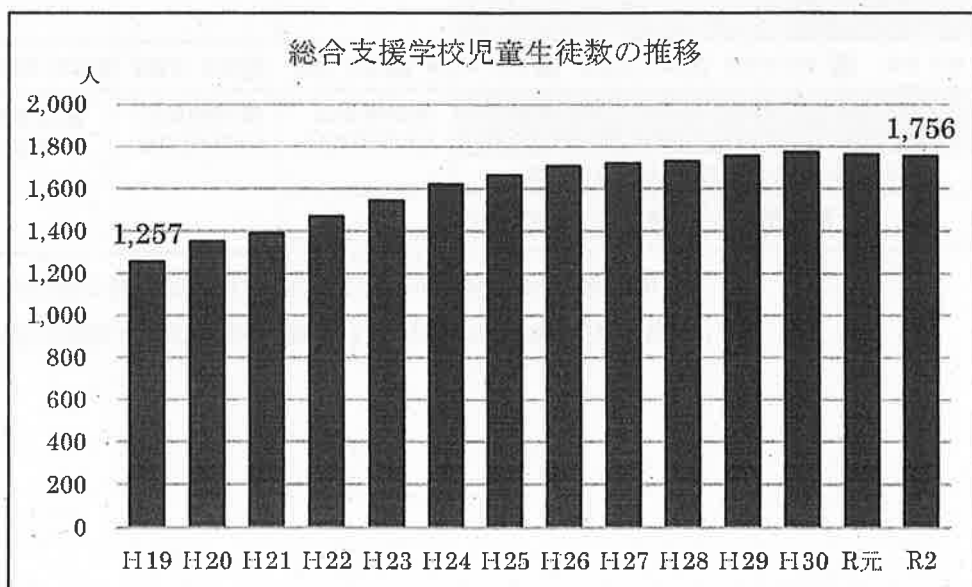
一方で、\*総合支援学校の児童生徒数は平成19年(2007年)の1,257人から令和2年(2020年)には1,756人に増加しています。

※県統計分析課「令和2年度 教育統計調査結果報告書」

【県内高等学校生徒数の推移】



【総合支援学校児童生徒数の推移】



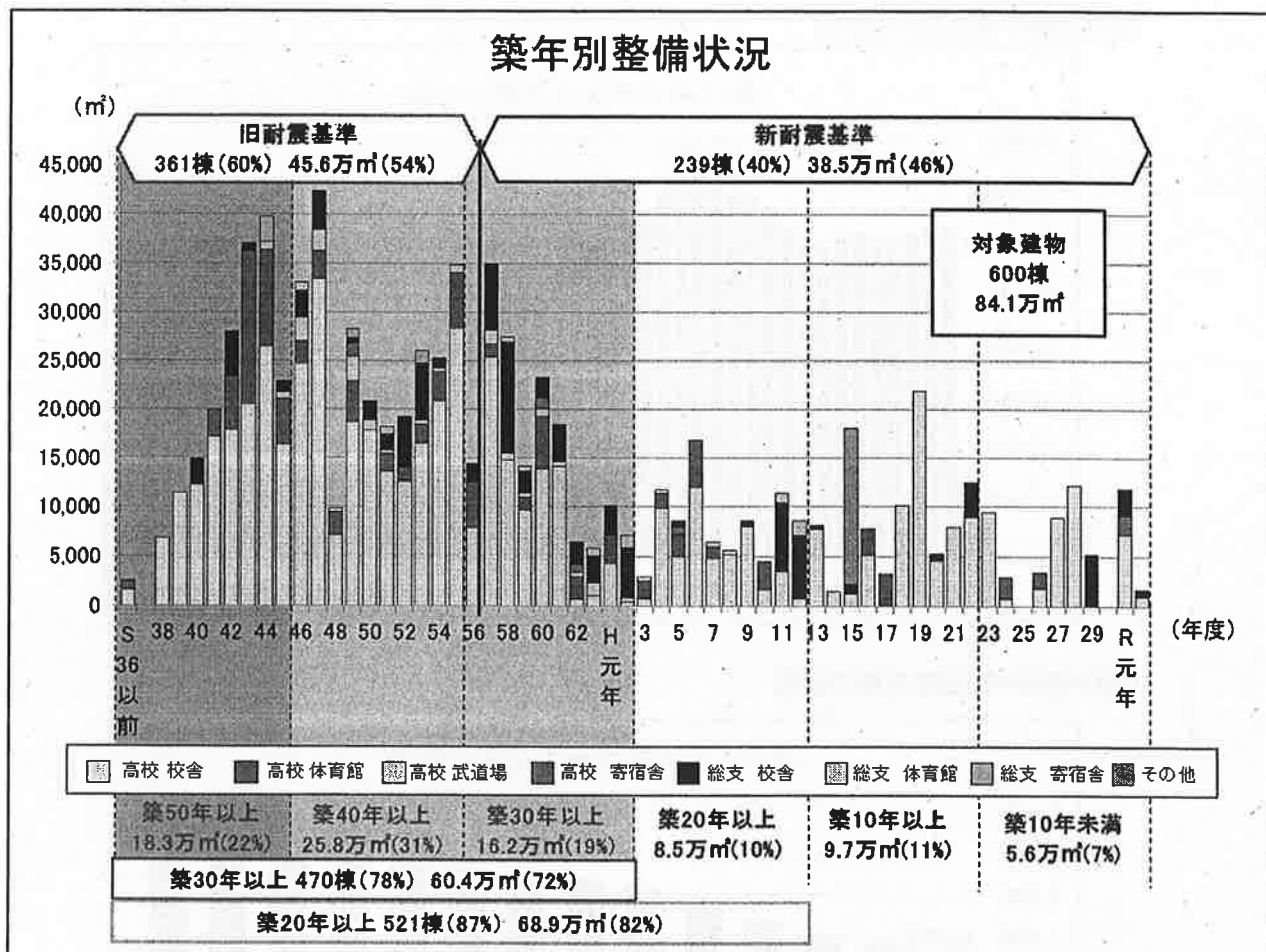
## (2) 学校施設の整備状況

県立学校施設は、高等学校 60 施設(本校 48 校、分校 8 校、分校舎 4 校舎)、中等教育学校 1 施設、総合支援学校 14 施設(本校 12 校、分校 1 校、高等部校舎 2 校舎)の\*計 75 施設で、計画の対象となる建物は\*\*600 棟、延べ床面積は 84.1 万㎡です。

※高森みどり中学校は高森高等学校に含む。下関総合支援学校高等部は下関双葉高等学校に含む。

※※小規模な建物(倉庫、部室、便所、概ね 200 ㎡以下の建物等)を除く。

【県立学校施設の築年別整備状況 (基準 2020 年)】



※旧耐震基準の建物:昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建設された建物

新耐震基準の建物:昭和56年6月1日以降に建築確認を得て建設された建物

### (3) 老朽化の状況

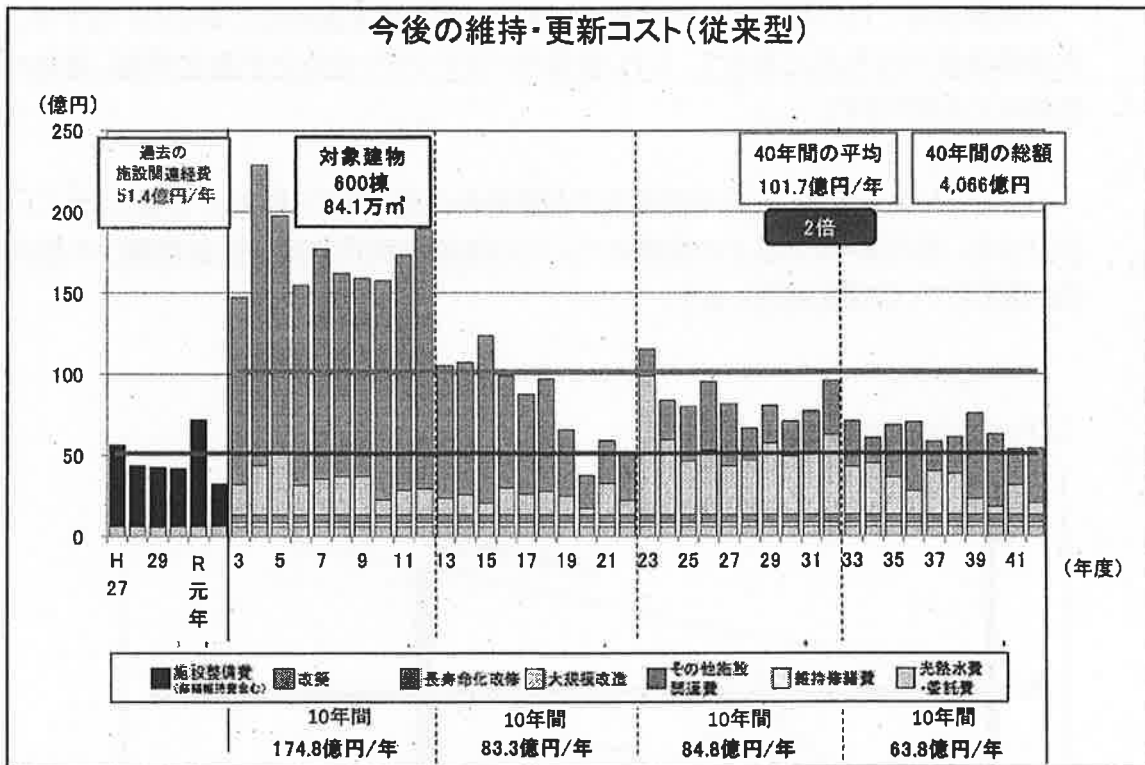
県立学校施設は昭和40～50年代の児童生徒急増期に整備されたものが多く、老朽化の目安とされる築30年以上の建物が約8割(470棟 60.4万㎡)を占めています。また、築50年以上の建物が136棟 18.3万㎡あり、老朽化対策の実施が喫緊の課題となっています。

### (4) 今後の維持更新コスト

築後50年を目途に建替える従来の施設整備を続けた場合、今後40年間の事業費は維持管理費を含め4,066億円となる見込みです。

特に今後10年間は、建築年度の偏りにより、改築が必要となる施設が集中することから、年あたりの事業費は174.8億円に上る見込みであり、これまでの施設関連経費(51.4億円/年)の3倍を超えています。

【築50年で建替える場合の今後40年間のコスト試算】



※試算条件 (文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」付属 Excel ソフトを使用して試算)

- ・築50年で現状と同じ延床面積で改築、改修を行うものと設定
- ・改築、長寿命化改修は2年に工事費を均等配分、大規模改造は単年度で計上
- ・改築及び長寿命化改修の実施年数より古い建物は、今後10年以内にそれらを実施するものとし、該当コストの10分の1の金額を10年間計上
- ・プール、グラウンド及び共用設備等の修繕費は、「その他施設関連費」として過去の実績額を計上

### 3 整備方針

#### (1) 建物の長期使用と長寿命化改修

これまでは、築50年前後での改築(建替え)を前提とし、老朽化が顕著となる築後30年前後の時期に、劣化が著しい部分の応急的な改修を実施してきました。

しかし、鉄筋コンクリート造の校舎の場合、適切なタイミングで改修を行うことで物理的な耐用年数を延ばすことが可能とされていることから、建物の目標使用年数を\*80年として施設整備を計画します。

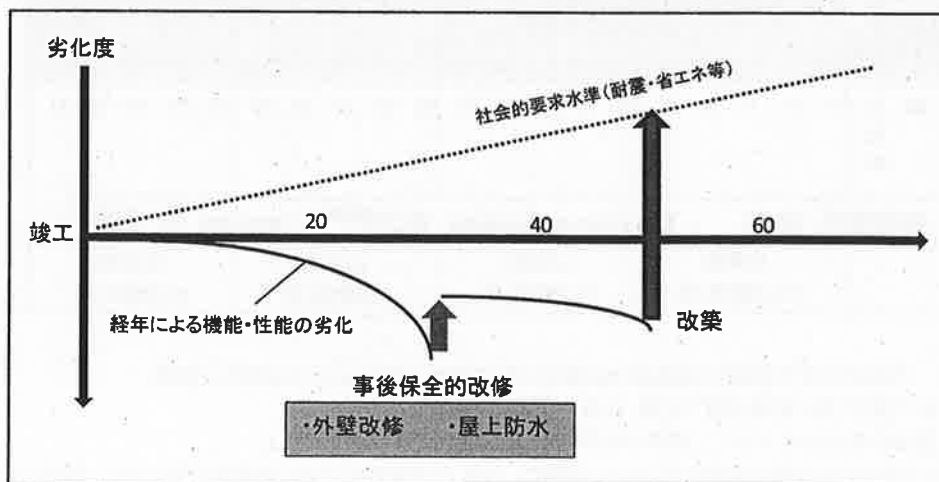
※建築物全体の望ましい目標耐用年数として、鉄筋コンクリート造校舎の場合、普通品質で50～80年、高品質の場合は80～120年とされている(「建築物の耐久計画に関する考え方」社団法人日本建築学会 昭和63年)。

今後は、築年数が浅く建物の状態が健全なものについては、築20年で中規模改修、築40年で大規模改修を実施し、長期使用を目指します。

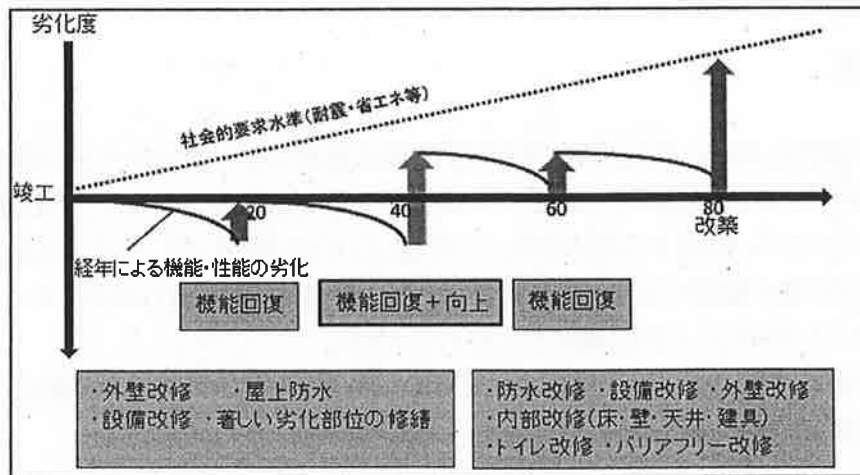
中規模改修では、屋上防水や外壁など建物の耐久性を高める工事を行います。大規模改修ではそれに加えて、トイレ改修やバリアフリー化などを適宜実施し建物の性能向上を図ります。

一方で、おおむね築後45年程度までが長寿命化改修を行う時期の目安とされていることから、現在築46年以上の建物については施設の利用実態や生徒数減少の動向等を踏まえて、改築を検討します。

【これまでの改築中心の保全イメージ】



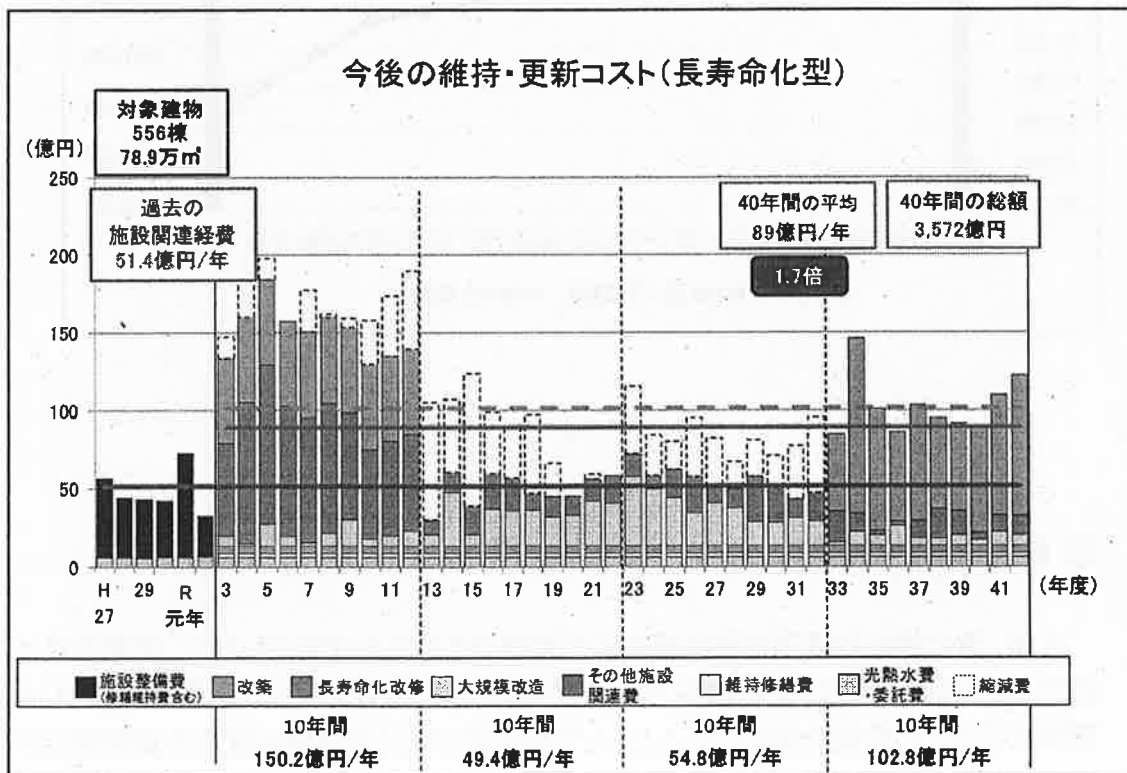
【長寿命化のイメージ】



建物の目標使用年数を80年として改修する場合のコストについて試算すると、今後40年間の事業費は3,572億円となる見込みで、全ての建物を築50年で建替える場合と比較すると約494億円の縮減効果がみられます。

しかし、この場合でも今後10年間の事業集中期の年あたり事業費は150.2億円に上り、コスト削減や事業量の平準化が求められます。

【目標使用年数を80年として長寿命化を図った場合の今後40年間のコスト試算】



※試算条件

・築40年で長寿命化改修、築80年で改築すると設定(※その他はP5の試算条件と同一)

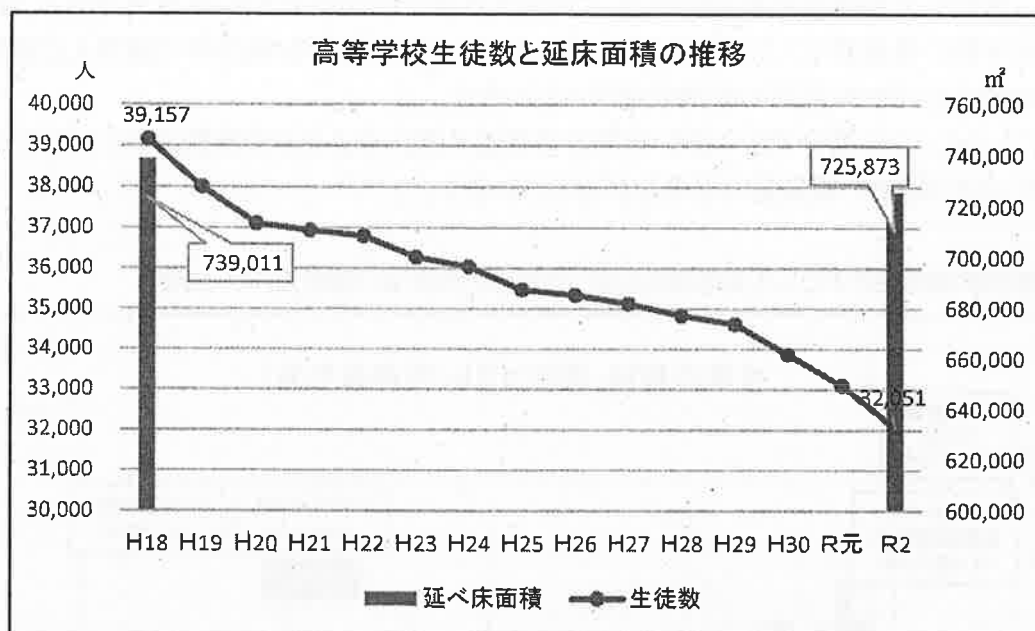
## (2) 生徒数に応じた施設数や建物規模

### ① 高等学校

少子化の進行に伴い、県内高等学校の生徒数は直近のピークと比べ 56.4%減少しています(令和2年5月時点)。これまでに実施された再編整備によって、学校数は67校4分校(H16)から46校8分校(R2)と17校( $\Delta 23.9\%$ )減少しましたが、統合に伴い必要となった校舎を整備するなどした結果、延床面積は73.9万 $\text{m}^2$ (H18)から72.6万 $\text{m}^2$ (R2)と約1.3万 $\text{m}^2$ ( $\Delta 1.8\%$ )減にとどまっています。

今後も生徒数の減少は続く見込まれるため、高等学校については必要な学校施設の数や規模について適正となるよう検討する必要があります。

【高等学校生徒数と延床面積の推移 (H18~R2)】



### ② 総合支援学校

今後、県全体の児童生徒数は横ばいで推移する見込みであるものの、教室不足は依然として続いており、近年は不用となった高等学校校舎を改修し高等部校舎として整備するなどの取組を進めているところでありこれからも引き続き教室不足解消に向けた整備を行う必要があります。

#### 4 今後の整備計画(令和3年度～令和12年度)

計画の対象施設について、整備方針に基づき築年数を基準として改築・改修等を検討した場合、下表のようになります。

建物の長期使用を目指し、築20年・築40年で長寿命化改修(中規模・大規模改修)を実施し、次期改修までの期間は、基本的には随時補修により老朽化による不具合に対応します。

【改築・改修等の検討対象建物（R2年度時点）】

築年数	対象校舎建築年度	手法	対象棟数
46年～	S49～	改築	240棟
40～45年	S50～S55	随時補修	108棟
30～39年	S56～H2	大規模改修	122棟
20～29年	H3～H12	随時補修	51棟
10～19年	H13～H22	中規模改修	49棟

##### (1)改築

###### ① 実施順位

対象となる建物のうち、既に築50年を経過し、長寿命化改修に適さない校舎・屋内運動場等を多く保有する学校を優先的に整備対象校として検討します。

なお、「県立高校再編整備計画」の対象校など今後の方向性が決まっている学校については、再編整備の内容に応じて、別途、実施時期や実施内容を調整します。

###### ② 実施方法

改築が決まった学校については、学校関係者や関係各課と意見交換を行い、営繕部局から技術支援を得るなどして全体的な整備の方向性を「基本計画」として作成します。

その際、経費や学校運営上の負担を軽減するため、できる限り仮設校舎を用いずに工事を行う方法を検討し、また建替え後の校舎については安易に建替え前と同規模とせず生徒数に見合った運用が可能な建物規模を計画します。

【計画期間（R3～R12）で改築を検討する施設】

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
160棟	35棟	8棟	26棟	12棟	18棟	15棟	13棟	17棟	16棟

(2)長寿命化改修(中規模・大規模改修)

① 実施順位

基本的に築年数を基準として改修の優先度を検討します。但し、県立高校将来構想の内容等を踏まえ、必要に応じ改修時期等を調整します。

② 実施方法

建物を長く使用する(目標使用年数80年)ために、築20年で中規模改修(屋上防水、外壁など)、築40年で大規模改修(給排水管などの設備更新、内部改修)を実施します。大規模改修では建物の耐久性を高める工事に加え、近年の教育内容・方法への対応やバリアフリー化など、建物の機能や性能を向上させるための工事を行います。

【計画期間（R3～R12）で中規模改修（築20年）を検討する施設数】

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
3校	2校	3校	3校	2校	5校	3校	4校	4校	4校
3棟	2棟	7棟	4棟	2棟	5棟	8棟	4棟	6棟	6棟

【計画期間（R3～R12）で大規模改修（築40年）を検討する施設数】

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
8校	10校	18校	9校	7校	6校	5校	5校	7校	6校
11棟	16棟	24棟	9棟	13棟	6棟	5棟	5棟	8棟	8棟

【長寿命化改修のメニュー】

長寿命化改修	中規模改修(築20年毎)	設備改修(空調、EV) 外部改修(屋上、外壁)
	大規模改修(築40年毎)	設備更新(受変電、給排水) 内部改修(床、天井、建具) 外部改修(屋上、外壁) その他(トイレ、バリアフリー化)



## 5 計画の継続的運用方針

### (1) 推進体制の整備と情報の活用

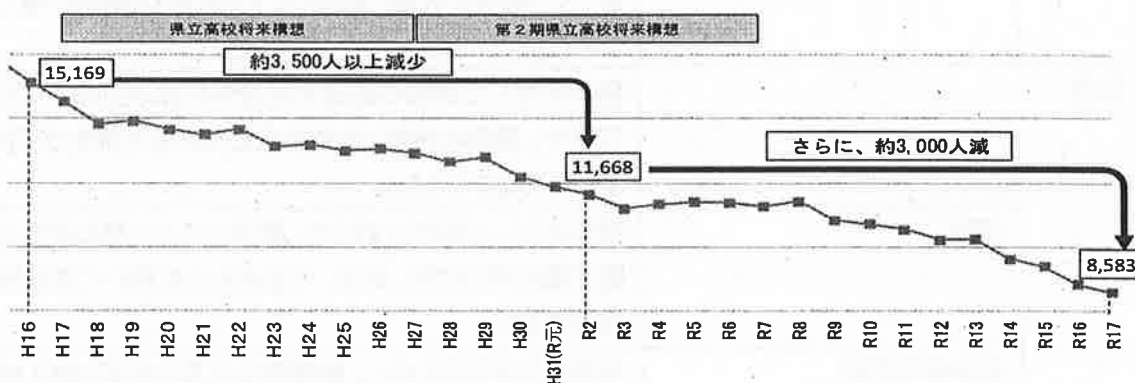
学校施設を厳しい財政状況下で適切に維持管理していくため、学校と協力しながら、劣化状況や施設利用の実態等について把握し、工事の実施や技術的支援を行う営繕部局と連携し整備を進めます。

また施設の定期的な点検・診断を着実に実施し、劣化状況や修繕履歴などの情報を今後の改修の優先順位や改修部位の検討に活用します。

### (2) 県立高校将来構想を踏まえた計画の見直し

今後、これからの15年間で、中学校卒業見込者数はさらに約3,000人減少すると見込まれており、整備方針として、老朽化対策、教育環境の向上を図りながらも生徒数に応じた適正な建物規模を検討し、建物の更新及び維持管理費用の抑制を図る必要があります。

【中学校卒業見込者数の推移】



【高校教育課調べ】

生徒数減少に伴う学校施設の適正規模・適正配置については、県立高校将来構想を踏まえ検討します。また県の財政状況により事業の実施時期を調整するなど、状況に応じ計画の見直しを行います。

## 6 参考資料

### 【用語の定義と解説】

長寿命化	建物を将来にわたって長く使い続けるため、耐用年数を延ばすこと。
保全	建物や設備が完成してから取り壊すまでの間、その性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けること。保全のための手段として、点検・診断、改修等がある。
事後保全	老朽化による不具合が生じた後に修繕等を行う、事後的な保全のこと。
維持管理	建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けるため、建物や設備の点検・診断を行い、必要に応じて建物の改修や設備の更新を行うこと。
更新	既存の建物や設備を新しく改めること。建物の場合は、「改築」と同義ととらえてよい。
改築	老朽化により構造上危険な状態にあつたり、教育上、著しく不適当な状態にあつたりする既存の建物を「建て替える」こと。
改修	経年劣化した建物の部分又は全体の原状回復を図る工事や、建物の機能・性能を求められる水準まで引き上げる工事を行うこと。
修繕	経年劣化した建物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。
長寿命化改修	長寿命化を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められる水準まで引き上げる改修を行うこと。

(文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」より)

【該当年度に築50年(以上)となる建物一覧表】

年度	高等学校等 (棟名称)	総合支援学校 (棟名称)
R3 (160棟)	<p><b>周防大島【安下庄】</b>(屋内運動場、特別教室棟、武道場)  <b>岩国</b>(普通教室棟(2)、特別教室棟(2)、男子普通教室棟、屋内運動場、特別教室、本館棟、音楽教室、柔剣道場)、<b>高森</b>(特別教室・昇降場、美術・音楽教室、屋内運動場、武道場)、<b>岩国商業&lt;東&gt;</b>(本館棟)、<b>岩国工業</b>(理科教室、製図室その他、金属実習室、普通教室(2)、本館棟、昇降場、実習室)、<b>柳井</b>(管理棟、体育館、音楽教室)、<b>柳井商工</b>(管理棟、建築実習棟、普通教室棟、昇降場棟)、<b>熊毛南</b>(普通教室棟、本館棟、昇降場)、<b>田布施農工</b>(作物畜産実習棟、農業実習棟、酒造実習棟)、<b>光</b>(管理棟、体育館、格技場)、<b>下松</b>(体育館)、<b>下松工業</b>(機械実習棟、機械電気実習棟、化学工業実習棟、屋内運動場、柔剣道場)、<b>徳山</b>(特別教室棟、普通教室棟、昇降場棟)、<b>徳山商工</b>(化学工学実験室、普通教室棟、管理棟、昇降場棟(2)、屋内運動場、化学実習棟)、<b>南陽工業</b>(化学実習棟、機械実習棟(2)、体育館兼格技場)、<b>防府</b>(普通教室棟、理科教室棟、本館棟、昇降場棟、特別教室棟、衛生看護科教室棟)、<b>防府商工</b>(管理棟、体育館1、特別教室棟)、<b>山口</b>(普通教室棟、屋内運動場、管理棟、渡り廊下(2))、<b>宇部中央</b>(家庭科教室・実験実習室棟、柔剣道場)、<b>宇部商業</b>(講堂体育館、商業科特別教室、柔剣道場及び美術・書道教室)、<b>宇部工業</b>(化学工業・電子機械実習室、本館棟、渡り廊下(4)、普通教室棟、体育館)、<b>厚狭【北】</b>(屋内運動場、普通教室・特別教室棟、管理棟、渡り廊下)、<b>美祢青嶺</b>(体育館)、<b>田部</b>(普通教室棟、管理棟、渡り廊下、屋内運動場)、<b>西市</b>(作業室棟)、<b>豊浦</b>(屋内体育館)、<b>長府</b>(屋内運動場、普通教室棟、特別教室棟、渡り廊下)、<b>下関西</b>(特別教室棟)、<b>下関南</b>(管理棟、音楽教室)、<b>下関北</b>(教室棟、普通教室・特別教室棟)、<b>下関双葉</b>(管理棟、普通教室棟、多目的棟、屋内運動場)、<b>下関工科</b>(普通教室棟)、<b>大津緑洋【大津】</b>(普通教室棟、本館棟、昇降場棟(2)、屋内運動場)、<b>大津緑洋【日置】</b>(普通教室棟、農業実習棟、管理棟、特別教室棟、農場更衣室、農機具実習室(2)、畜産実習室)</p>	<p><b>防府</b>(管理棟、廊下、小学部棟、訓練棟、中学部棟、寄宿舍(2)、食堂棟、特別教室棟、屋内運動場)、<b>山口南</b>(屋内運動場、管理棟、ルーム棟、児童南棟、サービス棟、昇降場棟)、<b>宇部</b>(体育館)、<b>豊浦</b>(普通教室、管理特別教室棟)</p>

	(4)、屋内体育館・柔剣道場)、大津緑洋【水産】(漁業 機関科実習棟)、萩(普通教室棟)、萩(奈古)(普通教 室棟、渡り廊下、管理棟、体育館、実習棟)、萩商工(体 育館)	
R4 (35棟)	周防大島【久賀】(本館棟)、岩国(坂上)(柔剣道場)、岩 国工業(柔剣道場、機械実習棟)、柳井商工(柔剣道場、 機械実習棟、機械・電子実習棟)、熊毛南(屋内運動場)、 田布施農工(屋内運動場)、山口農業(普通教室棟、渡 り廊下、生活科実習室、農場管理室、農場機械実習室、 生徒作業準備室、林業科実習室(2)、管理・特別教室 棟、農芸化学実習室、昇降場棟、農業土木実習室、生 徒作業準備室、牛舎)、宇部(特別教室棟)、宇部商業 (普通教室棟)、美祢青嶺(柔剣道場)、豊浦(柔剣道 場)、下関工科(機械科実習棟、電気科実習棟)、萩(特 別教室棟)、萩商工(柔剣道場)	防府(普通教室・特別教 室、寄宿舎)、豊浦(寄宿 舎、食堂棟)
R5 (8棟)	岩国工業(金属工業実習室)、田布施農工(農具実習棟)、 徳山(普通教室棟)、徳山商工(特別教室棟、柔剣道場)、 宇部中央(視聴覚教室)、下関北(体育館)、下関工科 (機械科実習棟)	
R6 (26棟)	周防大島【久賀】(武道場、普通教室棟、昇降場棟)、岩 国(坂上)(体育館)、岩国工業(特別教室)、柳井商工 (屋内運動場)、熊毛南(柔剣道場)、田布施農工(武 道場、本館棟)、防府(柔剣道場、普通教室棟)、山口 農業(柔剣道場、農林生活実習室、体育館、畜産加工 実習室、鶏舎採卵棟、寄宿舎)、宇部商業(特別教室棟、 商業実習棟)、小野田工業(機械科実習室)、下関北(管 理・特別教室棟、昇降場棟)、大津緑洋【水産】(武道場、 機関科実習棟)	宇部(寄宿舎)、豊浦(屋 内運動場)
R7 (12棟)	岩国商業(武道場、本館棟)、田布施農工(特別教室棟)、 南陽工業(電気実習棟)、防府(特別教室棟)、美祢青 嶺(機械科実習棟)、大津緑洋【大津】(武道場)、大津 緑洋【水産】(普通教室棟)、萩(特別教室棟)、萩(奈古) (剣道場)、萩商工(実習室)	田布施(小学部棟)
R8 (18棟)	周防大島【安下庄】(特別教室棟※旧管理棟)、高森(普 通教室棟)、岩国商業(屋内運動場)、光(普通教室棟、	田布施(管理棟、屋内運 動場、食堂棟)

	特別教室棟)、下松工業 (特別教室棟)、山口 (特別教室棟)、宇部商業 (本館棟)、西市 (昇降場、普通教室棟、柔剣道場)、下関工科 (本館棟)、大津緑洋【水産】 (機関科実習棟、水産科実習棟、渡り廊下)	
R9 (15棟)	岩国総合 (普通教室棟、特別教室棟、昇降場・部室)、小野田 (普通教室棟)、西市 (特別教室棟)、大津緑洋【水産】 (管理棟、昇降場棟、渡り廊下)	下関南 (小学部教室 (3)、管理棟、中学部高等部教室、昇降口棟、高等部教室棟)
R10 (13棟)	岩国総合 (屋内運動場)、宇部工業 (電気科実習棟)、小野田 (特別教室棟)、田部 (柔剣道場)、西市 (本館棟、農業機械実習室、農場管理実習棟)	田布施 (普通教室棟、寄宿舎)、下関南 (特別教室、幼稚部教室棟、屋内運動場、寄宿舎)
R11 (17棟)	下松 (特別教室棟)、新南陽 (普通教室棟、特別教室棟、図書室棟)、山口農業 (農業実験実習室)、宇部西 (格技場、農業機械実習室、造園施工実習室、特別教室・普通教室棟)、小野田工業 (体育館、渡り廊下)、西市 (農場管理実習棟)、下関工科 (体育館)、萩〈奈古〉 (豚舎、鶏舎)	田布施 (特別教室棟、実習棟)
R12 (16棟)	岩国総合 (管理棟、柔剣道場)、下松 (本館棟、昇降場棟)、熊毛北 (普通教室棟、昇降場棟、特別教室棟)、新南陽 (本館棟、昇降場棟、体育館)、防府西 (本館棟・教室棟、柔剣道場、特別教室・渡り廊下)、宇部西 (園芸実習室、普通教室・特別教室棟、渡り廊下)	

【該当年度に築40年となる建物一覧表】

年度	高等学校等 (棟名称)	総合支援学校 (棟名称)
R3 (11棟)	柳井 (普通教室棟)、熊毛北 (屋内運動場、管理特別教室棟)、防府西 (屋内運動場、渡り廊下)、宇部中央 (教室棟)、西市 (屋内運動場)、大津緑洋【日置】 (食品加工実習室)、萩<奈古> (農業実習棟)	岩国 (管理棟、小学部棟)
R4 (16棟)	岩国総合 (普通教室棟)、熊毛北 (武道場)、新南陽 (武道場・音楽教室棟)、宇部中央 (教室棟、昇降場)、宇部西 (食品加工収納調整実習棟、管理特別教室棟、屋内運動場)、厚狭【北】 (家庭科教室棟)、下関西 (管理普通教室棟、特別教室棟)、大津緑洋【水産】 (栽培漁業科実習棟)	岩国 (普通教室特別教室棟)、下関 (管理特別教室棟、普通教室特別教室棟、屋内運動場)
R5 (24棟)	岩国総合 (音楽教室)、柳井 (特別教室棟)、熊毛南 (普通特別教室棟)、下松 (武道場)、宇部中央 (特別教室棟)、宇部西 (造園施工実習棟、果樹農業実習棟)、宇部工業 (機械科実習棟 (2))、西市 (農業実験室)、長府 (普通教室特別教室棟)、下関西 (普通教室棟)、下関双葉 (作業棟)、大津緑洋【日置】 (特別教室棟)、萩 (普通教室棟、渡り廊下棟)、萩<奈古> (機械実習棟、作物実習棟)	岩国 (屋内運動場)、防府 (職員室棟)、山口南 (本館棟、実習棟、実習棟)、萩 (本館棟)
R6 (9棟)	高森 (管理棟)、岩国商業 (教室棟)、下松 (音楽教室棟)、南陽工業 (機械実習棟)、防府商工 (特別教室棟)、宇部商業 (家庭商業教室棟)、萩 (武道場)	山口南 (幼稚部棟)、萩 (屋内運動場)
R7 (13棟)	西京 (普通教室棟、渡り廊下 (2)、特別教室棟、屋内運動場、管理特別教室棟、寄宿舍男子)、宇部 (特別教室普通教室棟)、宇部商 (屋内運動場)、下関南 (特別教室棟)、下関工科 (武道場)、萩<奈古> (特別教室棟)	山口<みほり> (特別教室棟)
R8 (6棟)	華陵 (普通特別教室管理棟)、西京 (特別教室棟)、宇部商業 (特別教室棟)、豊浦 (特別教室棟)	徳山 (普通教室棟)、下関 (普通教室特別教室棟)
R9 (5棟)	華陵 (屋内運動場)、西京 (寄宿舍女子)、小野田 (特別教室棟南)、厚狭【北】 (武道場)	徳山 (管理棟)
R10 (5棟)	岩国<坂上> (特別教室棟)、柳井 (武道場)、西京 (普通教室棟)、下関北 (武道場)	徳山 (屋内運動場)
R11 (8棟)	岩国<坂上> (本館棟)、岩国商業<東> (屋内運動場)、防府 (屋内運動場)、田部 (特別教室棟)、大津緑洋【日置】 (農業実習棟)	岩国 (高等部棟、特別教室棟) 防府 (普通教室棟)

R 12 (8棟)	田布施農工 (特別教室棟)、宇部工業 (武道場)	田布施高等部校舎 (屋内運動場)、徳山 (特別教室棟、普通教室棟)、下関 (普通教室特別教室棟)、萩 (高等部棟、実習棟)
--------------	--------------------------	---

【該当年度に築20年となる建物一覧表】

年度	高等学校等 (棟名称)	総合支援学校 (棟名称)
R 3 (3棟)	柳井 (普通教室棟)、宇部中央 (管理・特別教室棟) 下関南 (普通教室棟)	
R 4 (2棟)	徳山 (多目的室棟)、山口農業 (堆肥舎)	
R 5 (7棟)	長府 (総合学科実習棟)、下関中等 (管理普通教室棟、特別教室棟、屋内運動場、寄宿舎、食堂)	田布施 (普通教室棟)
R 6 (4棟)	宇部 (屋内運動場)、豊浦 (管理棟、普通教室棟)、 大津緑洋【日置】 (堆肥舎)	
R 7 (2棟)	岩国工業 (屋内運動場)、下関南 (屋内運動場)	
R 8 (5棟)	高森 (普通・特別教室棟)、柳井 (特別教室棟)、徳山 商工 (便所棟)、防府商工 (特別教室棟)、萩 (本館棟)	
R 9 (8棟)	徳山商工 (商業実習棟)、小野田工業 (本館棟)、萩商 工 (土木・建築・商業実習棟、渡り廊下棟、機械・電 気実習棟、機械実習室棟、管理棟、普通教室棟)	
R 10 (4棟)	柳井商工 (特別教室棟)、美祢青嶺 (普通教室棟)	岩国 (普通教室棟)、萩 (普 通教室棟)
R 11 (6棟)	宇部工業 (特別教室棟)、厚狭【北校舎】 (特別教室棟)、 小野田工業 (特別教室棟 (3))、美祢青嶺 (昇降場棟)	
R 12 (6棟)	防府商工 (普通教室棟)、美祢青嶺 (管理棟、実習棟)、 下関南 (実習棟)	宇部 (普通教室棟、実習棟)

議案第12号

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和3年(2021年)3月23日

山口県教育委員会



「四十五時間」とあるのは「四十二時間」と、「三百六十時間」とあるのは「三百二十時間」と、前項第一号中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」とする。

第七条を第九条とし、第三条から第六条までを二条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の二条を加える。

(勤務することを要しない時間の指定)

第三条 条例第三条の三第一項の規定による勤務することを要しない時間の指定は、校長が行うものとする。

(勤務することを要しない時間における勤務の命令)

第四条 条例第三条の三第二項の規定による勤務することを要しない時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。

#### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月 日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第 号

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和四十六年山口県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「掲げる学校職員」の下に「及び条例第三条の二第一項の規定の適用を受ける教育職員」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十条中「第二条第一項及び第三項、第三条から第六条まで、第八条並びに」を「第二条、第五条から第八条まで、第十条及び」に改め、同条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条を第十条とする。

第七条に次の一項を加える。

3 条例第三条の二第二項の規定の適用を受ける教育職員についての前二項の規定の適用については、第一項中

(勤務することを要しない時間における勤務の命令)

第四条 条例第三条の三第二項の規定による勤務することを要しない時間における勤務の命令は、校長が行うものとする。

第五条 (略)

第六条 (略)

第七条 (略)

第八条 (略)

(時間外在校等時間)

第九条 (略)

2 (略)

3 条例第三条の二第一項の規定の適用を受ける教育職員についての前二項の規定の適用については、第一項中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」と、「三百六十時間」とあるのは「三百二十時間」と、前項第一号中「四十五時間」とあるのは「四十二時間」とする。

第十条 (略)

第十一条 (略)

(船員に関する読替え)

第十二条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の規定の適用を受ける学校職員について第二条、第五条から第八条まで、第十条及び前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「校長」とあるのは、「船長」と読み替えるものとする。

(追加)

第三条 (略)

第四条 (略)

第五条 (略)

第六条 (略)

(時間外在校等時間)

第七条 (略)

2 (略)

(追加)

第八条 (略)

第九条 (略)

(船員に関する読替え)

第十条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の規定の適用を受ける学校職員について第二条第一項及び第三項、第三条から第六条まで、第八条並びに前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「校長」とあるのは、「船長」と読み替えるものとする。

改正案

○山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

昭和四十六年十一月二十五日  
山口県教育委員会規則第十一号

第一条 (略)

(勤務時間の割振り等)

第二条 学校職員の週休日(条例第三条第一項各号に掲げる学校職員及び条例第三条の二第一項の規定の適用を受ける教育職員の週休日に限る。)、勤務時間及び休憩時間は、教育長が定める基準に従つて、あらかじめ校長が定めるものとする。

2| 校長は、学校職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日の振替え又は勤務時間の割振り変更を行うことができる。

(勤務することを要しない時間の指定)

第三条 条例第三条の三第一項の規定による勤務することを要しない時間の指定は、校長が行うものとする。

現行

○山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

昭和四十六年十一月二十五日  
山口県教育委員会規則第十一号

第一条 (略)

(勤務時間の割振り等)

第二条 学校職員の週休日(条例第三条第一項各号に掲げる学校職員の週休日に限る。)、勤務時間及び休憩時間は、教育長が定める基準に従つて、あらかじめ校長が定めるものとする。

2 校長は、校務の運営のため必要があると認めるときは、四週間を超えない範囲内で定める期間について一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分を超えない範囲内で、特定の週において三十八時間四十五分又は特定の日において七時間四十五分を超える勤務時間を定めることができる。

3| 校長は、学校職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、週休日の振替え又は勤務時間の割振り変更を行うことができる。

(追加)

## 議案第12号参考資料

### 山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を 改正する規則

#### 1 改正の趣旨

教育職員について、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とした1年単位の変形労働時間制（以下、「本制度」という。）が導入できるよう、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」（昭和46年山口県条例第30号）の一部が改正されることに伴い、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」（平成7年山口県人事委員会規則第8号）の一部改正に併せ、「山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」（昭和46年山口県教育委員会規則第11号）の一部を改正するもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 本制度を適用する際の勤務時間等の割振り等を校長が定めるものとする。
- (2) 本制度が適用される教育職員の時間外在校等時間の上限を月42時間、年320時間とする。

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

議案第13号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正  
する規則の制定について

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和3年(2021年)3月23日

山口県教育委員会

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月 日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第 号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立西市高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

# 現 行

## 別表（第2条関係）

### 1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	

(略) 周防大島～美祢青嶺

山口県立田部高等学校	下関市	本校	普通科	3	30 <del>135</del>									
			総合生活科	3	30 <del>135</del>									
山口県立西市高等学校	下関市	本校	普通科	3	—									全日制課程普通科及び生産流通科は、平成31年度から生徒募集を停止する。
			生産流通科	3	—									
山口県立豊浦高等学校	下関市	本校	普通科	3	175									

(略)



# 改 正 案

## 別表（第2条関係）

### 1 高等学校編成表

学校の名称	学校の位置	本校又は分校の別	全日制課程			定時制課程			通信制課程		専攻科			備考
			学科	修業年限	第1学年生徒定員	昼夜の別	学科	修業年限	第1学年生徒定員	学科	第1学年生徒定員	学科	修業年限	

(略) 周防大島～美祢青嶺

山口県立田部高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	30									
			総合生活科	3	30									
山口県立豊浦高等学校	下 関 市	本 校	普通科	3	175									

(略)

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由

平成31年4月に山口農業高等学校西市分校を開校し、西市高等学校を募集停止したことに伴い、令和2年度末をもって西市高等学校の在籍者がいなくなり、同校が廃止となるため。

2 概 要

別表の1の表山口県立西市高等学校の項を削除する。

3 施行期日

令和3年4月1日

議案第14号

文化財の県指定について

山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第4条第1項の規定に基づき、別紙の文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

令和3年（2021年）3月23日

山口県教育委員会

(別紙)

○ 文化財の県指定について

種別	名 称	所在地	所有者
有形文化財 (書跡)	手鑑「仮御手鑑」 付 仮御手鑑入記 御根帳 一冊	山口市後河原150の1 山口県立山口図書館	山口県

令和3年3月15日

山口県教育委員会 様

山口県文化財保護審議会  
会長 坪 郷 英



文化財の県指定について（答申）

令和3年（2021年）2月18日付け令2教社文第1465号で諮問のありました標記のことについて、山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第4条第3項の規定に基づき、下記の文化財を山口県指定有形文化財に指定することが適当であると認めます。

記

有形文化財（書跡）：手鑑「仮御手鑑」  
付 仮御手鑑入記御根帳 一冊

## 手鑑<sup>かりおてかがみ</sup>「仮御手鑑」の概要

- 1 種 別  
有形文化財（書跡）
- 2 名 称  
手鑑「仮御手鑑」 付 仮御手鑑入記御根帳 一冊
- 3 員 数  
手鑑「仮御手鑑」 1帖  
仮御手鑑入記御根帳 1冊
- 4 品質・形状・寸法  
手鑑「仮御手鑑」 法帖仕立、木箱入り、  
縦44.0cm・横37.1cm・厚さ2.8cm  
仮御手鑑入記御根帳 横帳、縦15.6cm・横46.1cm・厚さ1.4cm
- 5 時 代  
手鑑「仮御手鑑」 安永2年（1773）12月以前  
仮御手鑑入記御根帳 安永2年（1773）12月

6 所在の場所  
山口市後河原150-1 山口県立山口図書館

7 所 有 者  
山口県（山口市滝町1番1号）

### 8 概 要

手鑑とは、筆跡鑑賞のために古人の筆跡（古筆）を蒐集したもので、手鑑「仮御手鑑」（以下「仮御手鑑」）は、長府藩（萩藩の支藩の1つ）で作られたものである。

「仮御手鑑入記御根帳」は、「仮御手鑑」に収められた古筆類の目録である。同帳の表紙に「安永二年 巳十二月」と記されていることから、「仮御手鑑」及び「仮御手鑑入記御根帳」の作成年代が明らかとなる。

「仮御手鑑」の内容は、短冊・色紙・切の古筆174点及び歌句が添えられたやまと絵を伴う色紙12点の計186点であり、古筆の主なものは、中世から近世に活躍した文化人の歌句である。

箱書、包紙、本紙の状況は次のとおりである。

箱書（付箋朱書）「第六号」

「仮御手鑑 一折」

包紙 (朱書) 「ぬ」

「仮御手鑑 五番 岩本長右衛門・高橋口(兼カ)左衛門仕調」

(「五番」部分は朱書「一」(棒線)で抹消し、脇に朱書で「サウ」とある)

本紙 無地紺色 題箋なし

## 9 価 値

「仮御手鑑」は、明治22年(1889)当時の長府毛利家が所蔵する道具類について記した「明治廿二年一月改正 毛利家什物書画目録 第六号長棹」(下関市歴史博物館蔵)に「仮御手鑑 一折箱入」と記載されていることから、長府毛利家の旧蔵であったことが知られる。桐製の木箱にも付箋で「第六号」と朱書きされており、「第六号長棹」に納められていたことを窺わせる。

「仮御手鑑」は、その名が記すとおり「仮」にまとめられたものであり、また「手鑑」の前に「御」を冠することから、高貴な身分の者、おそらくは長府藩主の命を受け、作られたものであったと考えられる。また、手鑑が藩主に披露された際には、藩主がそれに新たな名を付すはずであるが、「仮御手鑑」の名のまま、今日まで伝わっていることから、何らかの理由で披露できなかったことと推測される。

「仮御手鑑」の包紙には、「岩本長右衛門・高橋口(兼カ)左衛門仕調」とあり、作成に携わった人物が判明する。岩本、高橋の両名は長府藩の分限帳に名が見えないため、その出自は判然としない。

「仮御手鑑」の成立過程を示すものとして、付指定の「仮御手鑑入記御根帳」が挙げられる。「仮御手鑑入記御根帳」は、「仮御手鑑」に所収された古筆類の目録であり、極札(鑑定書)の有無、極札が判じた古筆の筆者、「ロノ字」(古筆の書き出し、冒頭部分)について、それぞれに記す。また、同帳の表紙には、「安永二年 巳十二月」と記されており、「仮御手鑑」をまとめた後、その目録である同帳が安永2年(1773)12月に作成されたことが明らかとなる。「仮御手鑑」の作成も、同帳の作成時期とほぼ同時期であると考えられる。

「仮御手鑑」に所収の古筆類を料紙の形態で整理すると、短冊163点、色紙4点、切7点、やまと絵を伴う色紙12点の計186点である。これら短冊、切等には、金銀の箔を散りばめた打曇料紙や、金銀泥下絵料紙、雲母で光沢を付けた彩色料紙・蝋箋などが用いられ、全体に質がよく、贅を凝らしたものである。

これらのうち、朝廷の公文書管理をつかさどる任にありながら、享祿5年(1532)に山口に下向し、天文20年(1551)に亡くなるまでの間、山口に滞在していた官務家小槻伊治の代筆した大内義隆短冊及びこれと同一の打曇料紙を使用した短冊44点には、義隆主催の和歌会において、義隆の家臣やその支配下にある神職者たちが詠んだ和歌が記されている。成立年次は不明であるが、一連の打曇料紙が用いられており、後世の写しではなく、義隆当時のものであり、大内氏の文芸活動を示す数少ない原資料として評

価される。

また、短冊163点のうち、104点（大内氏関連の短冊45点を含む）は、古歌の写しではなく、室町時代から江戸時代初期にかけての歌句であり、多くが「仮御手鑑」が初出と考えられる。その作者は、室町後期から近世初期の天皇・公卿・連歌師等で、こうした人々のオリジナルの作品を多数含む点においても、「仮御手鑑」は、連歌に造詣が深かった初代藩主秀元、堂上歌壇に接した3代藩主綱元、俳諧や狂歌でも名を成した11代藩主元義、近代の宮中歌会始で講師をつとめた元敏等を輩出した、長府毛利家旧蔵の手鑑として相応しいものであるといえる。

やまと絵を伴う色紙12点（絵部分が散逸した2点を含む）は、歌句に合わせた画題を京の絵師等に別注したもので、「仮御手鑑」に所収できる大きさと歌句の料紙、やまと絵部分の色紙に合わせて作品を詠えた、手の凝ったものである。

以上、「仮御手鑑」及び「仮御手鑑入記御根帳」は、長府藩のもとで作られた手鑑及びその目録である。安永2年頃に作成されたものの、「仮御手鑑」の名が示すとおり、藩主に披露することが適わなかった手鑑であり、長府藩における手鑑の作成過程を示す好例である。

所収する短冊や切は、全体として質が高く、大内氏関連の短冊45点は、大内氏の文化活動の一端を垣間見ることができる格好の資料である。

また、中近世の歌人の新出歌句を多く含む点でも、文化人を多数輩出した長府毛利家の旧蔵として相応しいものである。これらの歌句に関わる研究は、「仮御手鑑」が山口県指定文化財に指定され、広く知られることによって、さらに深化していくものと期待される。

このように、「仮御手鑑」及び「仮御手鑑入記御根帳」は、中世の大内氏や近世の長府藩の文化活動を知る上で貴重なものであり、また、今後の古筆研究に寄与することが期待されるものであることから、山口県指定文化財として相応しいものである。



[ 参 考 ]

○県指定文化財件数

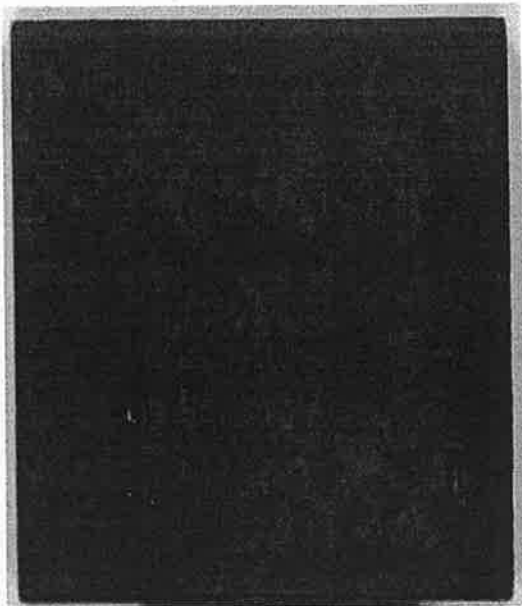
種 別	件数	
有形文化財	建造物	34
	絵画	29
	彫刻	63
	工芸品	29
	書跡	9
	典籍	10
	古文書	8
	考古資料	25
	歴史資料	16
	無形文化財	3
民俗文化財	42	
記念物	88	
計	356	

○近年の県指定有形文化財（書跡のみ）

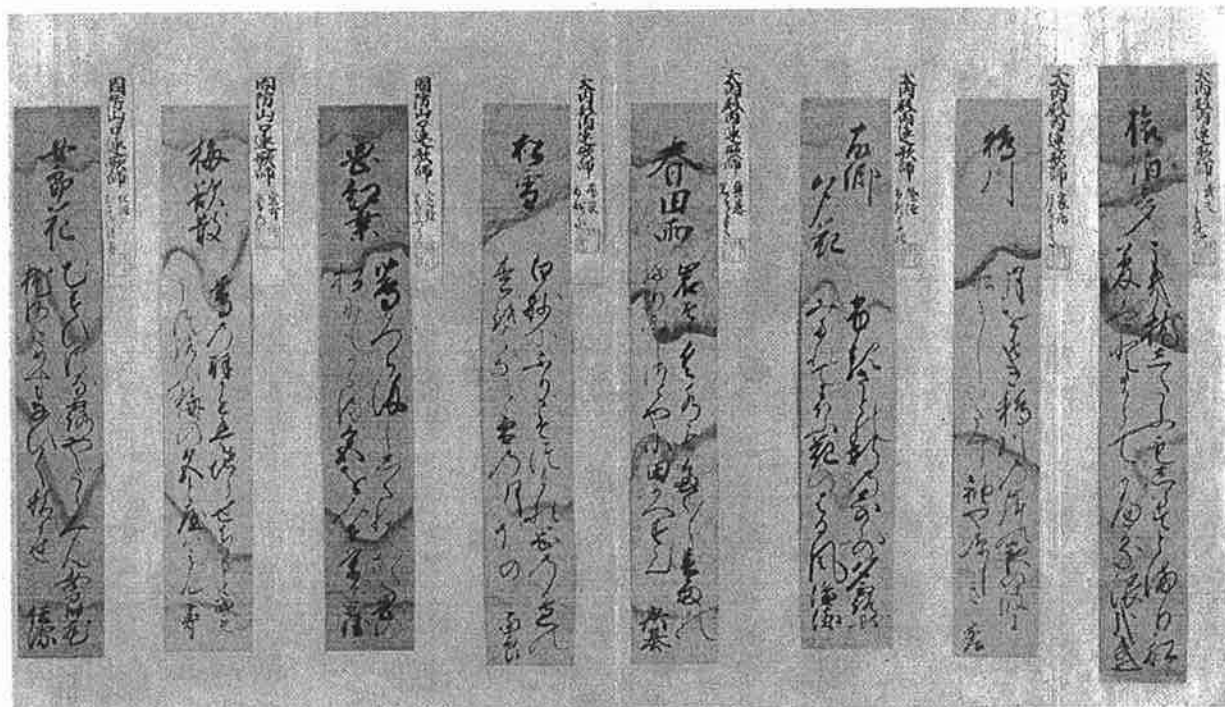
文 化 財 名	市町	指定年月日
石屏子介禅師墨蹟	萩市	昭和 50. 3. 22
手鑑	山口市	昭和 53. 3. 22
紺紙金泥法華経	山口市	昭和 53. 12. 22
手鑑「筆陳」	下関市	平成 23. 2. 8
手鑑「多々良の麻佐古」	山口市	令和元. 12. 6

○近年の県指定文化財（過去5年）

文 化 財 名	市町	指定年月日
銅印 印文「三川私印」	山口市	平成 27. 3. 6
木造四天王立像	長門市	平成 27. 12. 18
紙本着色毛利敬親山口新御屋形入居奉祝図	山口市	平成 29. 5. 9
絹本着色仏涅槃図	防府市	平成 30. 3. 2
竜王山のハマセンダン	山陽小野田市	平成 30. 3. 2
萩焼（追加認定）大和祐二・新庄貞嗣	山口市、長門市	平成 30. 9. 11
赤間硯（追加認定）日枝敏夫	宇部市	平成 30. 9. 11
手鑑「多々良の麻佐古」	山口市	令和元. 12. 6



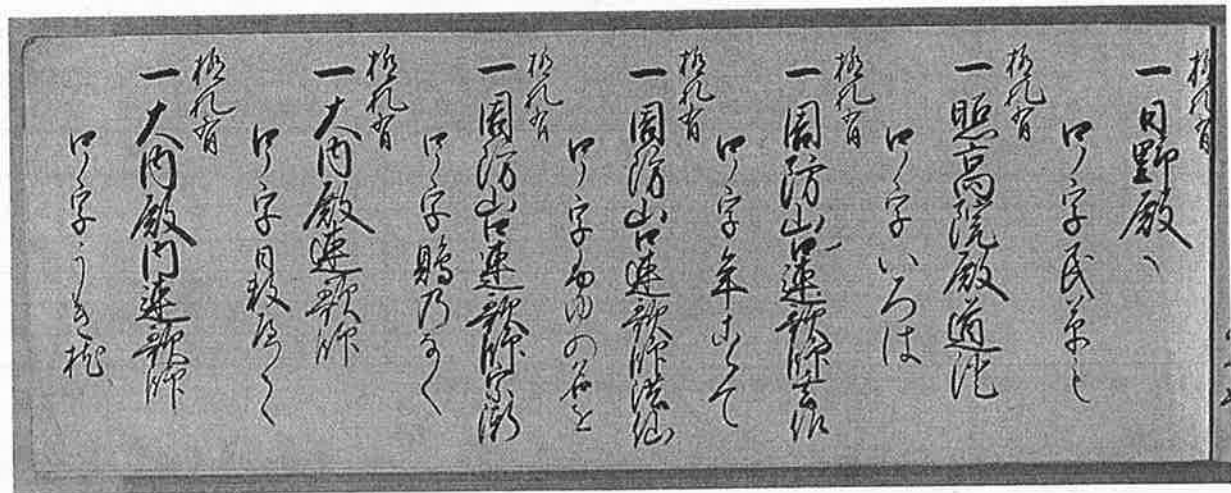
手鑑「仮御手鑑」 表紙



大内義隆主催の和歌会で詠まれた和歌



假御手鑑入記御根帳 表紙



假御手鑑入記御根帳

令和4年度(2022年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱

山口県教育委員会

1 目的

この選考試験は、令和4年度採用予定の山口県公立学校教員採用候補者を決定するために実施するものです。

2 選考区分、志願区分(校種等)及び教科(科目等)

選考区分	志願区分(校種等)	教科(科目等)	
一般選考	小学校		
	中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)	
	高等学校	国語、地理歴史、数学、理科、保健体育、芸術(書道)、外国語(英語)、家庭、情報、農業、工業、商業、水産科目等の詳細については、実施要項で発表します。	
	特別支援学校	小学部	
		中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)
高等部		国語、地理歴史、数学、理科、保健体育、芸術(音楽、美術)、外国語(英語)、家庭、情報、福祉科目等の詳細については、実施要項で発表します。	
	養護教諭		
障害者を対象とした選考		試験を実施する志願区分(校種等)の教科(科目等)	
教職大学院修了見込者特別選考		試験を実施する志願区分(校種等)の教科(科目等)	
社会人特別選考		小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科(科目等)	
スポーツ・芸術特別選考		中学校の保健体育、音楽、美術 高等学校の保健体育、芸術(書道)	
山口県教師力向上プログラム修了者特別選考		小学校	
博士号取得者特別選考		高等学校の理科	
看護科教諭特別選考		高等学校の看護	

3 出願

試験は、上表のとおり行い、一つの選考区分、志願区分(校種等)に限り志願できます。中学校及び高等学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部にあつては、一つの教科(科目等)に限り志願できます。ただし、以下の1～6に示す組合せについては併願が可能です。(いずれか一つの組合せに限りです。)なお、4～6については、第一志願と第二志願を逆にした組合せによる併願も可能です。

	選考区分	第一志願	第二志願
1	一般選考	中学校	小学校
2	一般選考	特別支援学校小学部	小学校
3	一般選考	特別支援学校中学部	小学校
4	一般選考	中学校音楽	特別支援学校中学部音楽
5	一般選考	中学校美術	特別支援学校中学部美術
6	スポーツ・芸術特別選考	中学校保健体育	高等学校保健体育

【注】第一次試験免除者A又は第一次試験免除者Bで出願する者は併願できません。

4 受験資格

各選考区分及び志願区分(校種等)について、次に示す(1)～(4)に掲げる各要件の全てを満たす者が受験できます。受験資格の各要件の全てを満たしていない場合は受験できません。

※ 受験する選考区分及び志願区分(校種等)の受験資格をよく確認してください。

(1) 欠格条項について

学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者

※ 学校教育法第9条の「禁錮以上の刑に処せられた者」には、次の期間にある者も含まれます。

- ・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間
- ・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間

(2) 受験年齢について

昭和47年4月2日以降に生まれた者

※ 第一次試験免除者Aにあつてはこの限りではありません。

### (3) 教員免許状について

受験する校種・教科等の教育職員普通免許状を所有している者又は令和4年3月31日までに取得見込みの者

- ただし、次の志願区分（校種等）及び教科（科目等）については、それぞれに掲げる要件も満たす者
- ア 小学校を第二志願とする者は、各相当の普通免許状に加え、小学校教諭の普通免許状が必要です。
  - イ 高等学校の芸術（書道）を志願する者は、書道の普通免許状に加え、高等学校教諭の国語の普通免許状が必要です。
  - ウ 高等学校及び特別支援学校高等部の情報を志願する者は、情報の普通免許状に加え、高等学校教諭の数学、理科又は家庭のいずれかの普通免許状が必要です。
  - エ 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願区分で志願する者（併願も含む。）は、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、特別支援学校教諭のいずれかの普通免許状が必要です。
  - オ 社会人特別選考における高等学校の農業、工業若しくは水産又は看護科教諭特別選考を志願する者については、各相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。なお、この場合は、採用候補者名簿登載予定者となった後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

### (4) その他

各選考区分における要件に該当する者

#### ア 障害者を対象とした選考

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者

#### イ 教職大学院修了見込者特別選考

現に（出願時点で）教職大学院に在籍し、令和4年3月31日までに教職大学院を修了見込みの者

#### ウ 社会人特別選考

次の①～③のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの

- ① 現に（出願時点で）同一の民間企業等に5年以上継続勤務する者で、その勤務経験により、出願する校種・教科（科目等）に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められるもの  
なお、高等学校の農業、工業又は水産を志願する者については、各相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。（4の（3）のオ参照）
- ② 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして、通算2年以上の派遣経験を有する者で、その派遣経験により、グローバル化に対応するコミュニケーション力や異文化理解の能力等を身に付けたもの
- ③ 過去5年間（平成28年4月1日から令和3年3月31日まで）に、国公立の青少年教育施設（青少年自然の家等）において、通算2年以上勤務した経験を有する者（非常勤を除く。）

#### エ スポーツ・芸術特別選考

高等学校卒業以降、次の①～④のいずれかに該当する者で、かつ教員としての職務を行うのに必要な素養と熱意を有するもの。ただし、成績及び実績は、平成28年4月1日以降のものに限る。

【スポーツ分野】（※）

- ① オリンピックや世界選手権等の国際的な大会に日本代表として出場し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者又はその者を指導育成した実績を有する者
  - ② 日本選手権等の、トップレベルの選手が参加する全国的な大会の団体戦若しくは個人戦において、原則としてベスト4以上に入賞し、一定の期間その競技力を維持し、活躍が認められる者（ただし団体戦の場合には、正選手であった者）又はその者を指導育成した実績を有する者
- ※ スポーツ分野の対象種目

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、スケート、アイスホッケー、スキー、硬式野球、トライアスロン

【芸術分野】

- ③ 国際的なコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者
- ④ 全国的なコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者

#### オ 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

令和2年度山口県教師力向上プログラムを修了した者

#### カ 博士号取得者特別選考

博士号を有し、高度の専門的な知識又は技能を高等学校理科教育の推進に生かす意欲のある者

#### キ 看護科教諭特別選考

相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。（4の（3）のオ参照）

## 5 選考試験の試験項目

選考区分	第一次試験	第二次試験
一般選考 障害者を対象とした選考	教職専門 教科専門【注1】 特別支援教育専門【注2】 実技【注3】	適性検査 個人面接 小論文 実技【注4】
社会人特別選考 博士号取得者特別選考	教科専門 実技【注3】	
教職大学院修了見込者特別選考 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考	教科専門 実技【注3】	
スポーツ・芸術特別選考 看護科教諭特別選考	個人面接	

【注】「6 試験の一部免除」に示す要件を満たす者については、試験の一部を免除します。

【注1】中学校、特別支援学校中学部を志願する者のうち、小学校を第二志願とするものについては、小学校の教科専門についても実施します。

【注2】特別支援教育専門は、特別支援学校の志願者を対象に実施します。  
なお、特別支援学校を第二志願とする者についても実施します。

【注3】第一次試験の実技は、中学校、高等学校、特別支援学校中学部、特別支援学校高等部の特定の教科（科目等）及び養護教諭を志願する者を対象に実施します。

【注4】第二次試験の実技は、小学校及び特別支援学校小学部の志願者を対象に実施します。  
なお、小学校を第二志願とする者についても実施します。

## 6 試験の一部免除

次の免除者のいずれかに該当するものが申請した場合、試験の一部を免除します。

第一次試験免除者 A	<p>○前年度の第一次試験を受験し第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものを対象とした第一次試験免除</p> <p>令和3年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものについては、第一次試験を免除します（令和3年度と同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）の選考試験が実施され、かつ同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）を志願する場合に限ります。）。</p>
第一次試験免除者 B	<p>○他県における本採用教員のうち3年以上の勤務経験を有する者を対象とした第一次試験免除</p> <p>次の①～③のいずれにも該当する者は、第一次試験を免除します。</p> <p>① 現に（出願時点で）他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）</p> <p>② 他の都道府県において、令和3年3月31日現在、継続して3年以上の国公立学校の勤務経験（出願する志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）と同一の勤務経験であること。また、休職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。）を有する者</p> <p>③ ②の勤務経験と同一志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）で出願する者</p>
教職専門免除者 A	<p>○「第一次試験免除者B」以外の、他県における本採用教員を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>現に（出願時点で）他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）については、第一次試験の教職専門を免除します。</p>
教職専門免除者 B	<p>○山口県内の国公立学校における臨時的任用教員等を対象とした第一次試験の教職専門免除</p> <p>次の①～③のいずれかに掲げる者として、過去3年間（平成30年4月1日から令和3年3月31日まで）において通算24月以上の在職期間を有するものは、第一次試験の教職専門を免除します。</p> <p>① 山口県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）において山口県教育委員会が任用する臨時的任用教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師）又は非常勤講師（非常勤養護教諭を含む。）</p> <p>② 下関市教育委員会が任用する、下関商業高等学校（全日制）の臨時的任用教員又は非常勤講師</p> <p>③ 山口大学教育学部附属学校（小学校、中学校及び特別支援学校）の、任期付教諭、非常勤講師又は非常勤教諭（任期付教諭は臨時的任用教員とみなし、非常勤教諭は非常勤講師とみなす。）ただし、非常勤講師としての在職期間は、その在職期間に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出します。臨時的任用教員と非常勤講師の両方の勤務経験を有するものの月数は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とします。</p> <p>なお、在職月数の算定に当たっては、月に1日でも在職していれば1月とします。また、同一月に複数の任用がある場合は、いずれか一方の任用のみを対象とします。</p>



## 7 実施要項（志願書類を含む。）の発表等

### (1) 発表日（配布開始日）

令和3年5月11日（火）予定

### (2) 郵便による請求方法

山口県教育庁教職員課に請求してください。

封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、住所、氏名（〇〇様とする。）及び郵便番号を明記し

140円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号：縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封してください。

なお、同時に2部請求する場合は70円分の切手を割増郵送料として追加して貼り付けてください。

請求先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課（TEL 083-933-4550）

### (3) 配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京事務所、山口県大阪事務所、山口県内各市町教育委員会

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での受取りを極力避け、郵便による請求を行ってください。

## 8 出願について

### (1) 受付期間

令和3年5月12日（水）～5月31日（月）

### (2) 出願方法

インターネット（電子申請）による出願を原則とします。

※ 令和3年5月12日（水）午前9時～5月31日（月）午後5時までに到達したものに限り受け付けます。

※ 令和3年5月17日（月）午後10時から5月18日（火）午前6時までは、電子申請システムの停止により受付ができませんので注意してください。

※ インターネットによる出願が困難な場合に限り、郵送による出願を認めます。

郵送の場合は、令和3年5月31日（月）の消印のものまで受け付けます。

提出先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課

## 9 障害等のある志願者への配慮

障害等のある志願者で、受験上の配慮や採用後の配慮を希望する場合は、申請時に入力するとともに、電話等で申し出てください。

受験上の配慮例：実技試験の免除、問題・解答用紙の文字の拡大、試験時間の延長 等

採用後の配慮例：可能な範囲での設備改修 等

## 10 選考試験の期日及び会場

### (1) 第一次試験

対象者：全ての選考区分の志願者（ただし、第一次試験免除者A及び第一次試験免除者Bを除く。）

期日	令和3年7月10日（土）、11日（日）
会場	[山口会場] 山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校 [東京会場] 【注1】 [関西会場] 【注2】

【注1】試験会場については、実施要項でお知らせします。

東京会場においては、次の試験を実施する予定です。

- 一般選考（小学校、中学校（国語、社会、数学、理科）、高等学校（国語、地理歴史、数学、理科、情報、農業、工業、商業、水産））
- 教職大学院修了見込者特別選考（東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等））
- 社会人特別選考（東京会場において、一般選考で試験を実施する校種・教科（科目等））
- 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考
- 博士号取得者特別選考

【注2】試験会場については、実施要項でお知らせします。

関西会場においては、次の試験を実施する予定です。

- 一般選考（小学校）
- 教職大学院修了見込者特別選考（小学校）
- 社会人特別選考（小学校）
- 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

## (2) 第二次試験

対象者：第一次試験合格者、第一次試験免除者 A 及び第一次試験免除者 B

期日	令和3年8月21日(土)、22日(日)
会場	[山口会場] 山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校 ※ [東京会場]、[関西会場] では実施しません。

### 1.1 選考試験結果の発表及び採用候補者名簿登載予定者の発表等

- 第一次試験の選考結果の発表は、令和3年8月4日(水)に行う予定です。
- 第二次試験の選考結果(採用候補者名簿登載予定者)の発表は、令和3年10月5日(火)に行う予定です。
- 「4 受験資格」を満たしていないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 「4 受験資格」に示す教員免許状等を取得する見込みの者が、令和4年3月31日までに免許状等を取得できない場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 教員免許状を所有する者で、教員免許更新制に係る更新手続きを完了しなかった等により、「令和4年4月1日時点で有効な免許状」を所有できないことが判明した場合は、採用候補者名簿に登載しません。
- 採用については、採用候補者名簿登載予定者を採用候補者名簿に登載し、採用候補者名簿に登載された者の中から必要に応じて決定します。なお、小学校、中学校及び高等学校の採用候補者名簿登載者の中から特別支援学校へ配置することがあります。
- 採用された者が複数の免許状を所有している場合は、志願した教科以外の教科を担当することがあります。
- 令和4年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、令和6年度採用候補者名簿に登載します。
  - ・令和6年3月31日までに、大学院修士課程を修了できること
  - ・令和6年3月31日までに、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。なお、特別支援学校の志願区分における合格者については、特別支援学校の専修免許状が取得できること
- ※ 教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。
- 令和4年度採用候補者のうち、大学院在学中であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、令和5年度採用候補者名簿に登載します。
  - ・令和5年3月31日までに、大学院修士課程を修了できること
  - ・令和5年3月31日までに、合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。なお、特別支援学校の志願区分における合格者については、特別支援学校の専修免許状が取得できること
- ※ 教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。

### 1.2 主な変更点

前年度実施要項からの主な変更点は、次のとおりです。

#### <社会人特別選考(高等学校農業)における特別免許状の活用>

社会人特別選考における高等学校の農業については、相当の普通免許状を所有していない又は取得の見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できることとします。なお、この場合は、採用候補者名簿登載予定者となった後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

#### <出願の全面電子申請化>

出願方法は、インターネット(電子申請)による出願を原則とします。

#### 【新型コロナウイルス感染拡大防止のための試験日程及び内容の変更】

- 第一次試験
  - ・集団面接(討議)を実施しません。
- 第二次試験
  - ・小学校の試験日を4日間から2日間に縮減します。
  - ・集団面接(模擬授業及び討議)を実施しません。

### 1.3 その他

高等学校の水産については、3級海技士の海技免状を有し、5年以上の船舶に関する実務経験を有する場合、商船の普通免許状の取得が可能です。詳しくは、次ページの「試験についてのお問い合わせ先」に御連絡ください。



〈 試験に関するお問い合わせ先 〉

**山口県教育庁教職員課**

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-4550



《ウェブページURL》

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50200/saiyou/top.html>

試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、山口県教育庁教職員課ウェブページにおいてお知らせします。

